

令和8年7月15日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

第363会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
24	W i - F i ルーター賃貸借	陸上自衛隊 相浦駐屯地	8.8.1～9.3.31	8.7.16	8.7.24 0900	8.7.24 0900	無	
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所等、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒858-8555
長崎県佐世保市大湊町678番地
陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊契約班（担当：齊藤）
TEL 0956-47-2166（2887）
FAX 0956-34-1177
メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第 3 6 3 会計隊長 酒井 博未

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6C10P00240		62E01A20074 0001								
品名 または 件名										
W i - F i ルーター賃貸借										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊 相浦駐屯地				水陸機動団 第3科 総括班						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
第3科 総括班 岸 2 曹 (2 0 3 5)				令和8年8月1日 (土) ～令和9年3月31日 (水)						

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所 ： 令和8年7月24日 (金) 9時00分 会計隊 事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

問い合わせ先

〒 8 5 8 - 8 5 5 5 長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
T E L 0 9 5 6 - 4 7 - 2 1 6 6
F A X (会計隊直通) 0 9 5 6 - 3 4 - 1 1 7 7
メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

オープンカウンターに関する事項：第 3 6 3 会計隊契約班 齊 藤 内線 2 8 8 7
製品及び仕様書に関する事項 ： 搬入場所 (品目等内訳書) 参照

陸上自衛隊仕様書			
件名		仕様書番号	
件名	Wi-Fi ルーターの賃貸借	第 号	
		作成	令和 8 年 7 月 9 日
		作成部隊等名	水機団本部
1 適用範囲 本仕様書は、水陸機動団が使用する Wi-Fi ルーターの賃貸借に関して規定する。			
2 賃貸借に関する要求			
(1) 製品名及び数量 5 G ホームルーター：4 台			
(2) 借上期間			
ア 3 台 令和 8 年 8 月 1 日（土）～3 月 3 1 日（水）			
イ 1 台 令和 8 年 8 月 1 日（土）～9 月 3 0 日（水）			
(3) 納入場所 陸上自衛隊相浦駐屯地			
(4) 構成			
ア ルーター本体			
イ 電源ケーブル			
ウ 取扱説明書			
(5) 性能等			
ア 利用エリア 長崎県佐世保市及び沖縄県			
イ ネットワーク 5 G L T E			
ウ 通信量 無制限			
エ その他 水陸機動団が保有している A T A K 端末と同一のグループに加入した A T A K 端末を使用し、水陸機動団の A T A K グループがホームルーターを使用して運用可能であることを事前に確認できていること。			
3 納入場所 陸上自衛隊相浦駐屯地			
4 同等品の確認 貸与する物品が同等品の場合は、事前に上記仕様への適合確認試験を行い、その結果報告と同等品であることを証明する資料等を添えて申請したのちに、要求元の確認を受け、支出負担行為担当官の承認を得るものとする。			
5 補償 官側が通常の訓練範囲で使用した際の故障または破損並びに性能が発揮されない場合には借用期間補償するものとし、部品修理及び交換等は無償とすること。			
6 その他 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。			